

農地の転用をするときは

農地に住宅を建てたり植林をする場合、あるいは資材置場や駐車場、通路等農地以外のものにする場合（以下「転用」という。）または、転用を目的として農地の売買等を行う場合には、あらかじめ転用許可を受けなければなりません。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。農地の所有者自らが転用する場合には、農地法第4条による許可、また、農地を転用する際に所有権の移転、貸借権等の設定などを伴う場合には、農地法第5条の許可が必要です。転用の許可は、県知事が行います。

◆許可手続

農地を転用するときは、農地法第4条第1項の規定による許可申請書もしくは農地法第5条第1項の規定による許可申請書にそれぞれ所定の書類を添えて、農業委員会事務局へ提出ください。申請書の提出締め切りは、毎月22日頃ですが、詳細は農業委員会事務局にご確認ください。農業委員会の定例総会で審議の上、県へ意見書を進達した後に、県が許可・不許可の決定を行います。

◆申請から許可の流れ（県知事許可の場合）



◆許可基準

市街地に近傍した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、農地区分ごとの立地基準及び一般基準により、転用の可否が判断されます。

～注意～

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となり、刑事罰が科せられることがあります。

【農地区分・立地基準】

区分	営農条件、市街地化の状況等	許可方針
農用地区域内農地	農用地区域内にある農地	原則不許可
第1種農地	・10ha以上の集団的に存在する農地 ・その他の良好な営農条件を備えている農地 ・土地改良区の受益地	原則不許可
第2種農地	他の農地区分に該当しない農地（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、市街地化が見込まれる農地）	周辺の他の土地に立地することができない場合は許可
第3種農地	市街地の区域内又は市街地化の著しい区域内にある農地	原則許可

【一般基準】以下の場合等は不許可

- ・転用の事業実施の現実性が認められない場合（例）他法令の許認可の見込みがない場合等
- ・周辺農地への被害防除措置が適切でない場合
- ・一時転用の場合に農地への原状回復が確実に認められない場合

※原則不許可の場合も例外的に転用が認められる場合もありますので、農業委員会へお問い合わせください。

◆その他

・無断転用（違反転用）

無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。また、罰則の適用もあります。

違反転用の罰則

- (1) 違反転用 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）
- (2) 違反転用における原状回復命令など

●問合せ 農業委員会事務局 ☎75-4976